



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

きりん通信No.83

発行:きりん人事労務管理事務所

〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63

SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905

TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394

URL : <https://www.sr-kirin.jp/> e-mail : kirin@sr-kirin.jp



施行待ちの改正

短時間労働者に対する社会保険の更なる適用拡大 深掘り解説①

2022年10月から、常時100人を超え500人以下の規模の事業所も「特定適用事業所」とされるため、これまで社会保険の対象でなかった短時間労働者のうち、一定の要件を満たす者を、社会保険に加入させる必要があります。そしてこの適用拡大は、2024年10月からは50人を超える企業にまで拡大されます。

短時間のパート社員が社会保険に加入する5つの条件

- (1) 企業全体で、通常の社会保険被保険者が、100人を超えていること
- (2) 雇用期間が1年未満であることが決定していないこと
- (3) 週所定労働時間が、20時間以上(20時間含む)
- (4) 通常の賃金が月額88,000円以上であること
- (5) 学生でないこと



★常時100人を超え500人以下の適用事業所が、令和4年10月から新たに特定適用事業所となります。どのような手続きが必要になるのか？次回、そのポイントを紹介します。

決定済み
施行待ちの改正

「令和4年4月 源泉所得税の改正のあらまし」を公表(国税庁)

国税庁から、「令和4年4月 源泉所得税の改正のあらまし」が公表されました。今後適用されることになる源泉所得税関係の改正の主要なものが掲載されています。そのうち、給与計算や年末調整に影響するものを紹介します。

「令和4年4月 源泉所得税の改正のあらまし」から抜粋

●扶養控除の対象となる扶養親族の範囲から、年齢30歳以上70歳未満の**非居住者**であって次のいずれにも**該当しない**ものが除外されることになりました(逆にいえば、次のいずれかに該当することが必要)。

- ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ② 障害者

外国にいる人 または
日本に来て1年未満の人

③ 扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

→そのため、非居住者である扶養親族が30歳以上70歳未満の場合には、その源泉徴収事務における確認書類に変更が生じます。

	留学生	障害者	38万円以上の送金を受けている者
確認書類	留学ビザ等相当書類	—	38万円以上の送金関係書類
確認時期	扶養控除等申告書を受領するとき	—	年末調整を行う時

(注)扶養控除等申告書を受領する時の親族関係書類及び年末調整を行う時の送金関係書類の確認については、現行のとおり必要となります。ただし、年末調整を行う時に38万円以上の送金関係書類の確認をする場合には、現行の送金関係書類の確認をする必要はありません。

→この改正は、令和5年分以後の所得税について適用されます。

●年末調整の際に、令和5年1月1日以後に居住の用に供する家屋に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用を受けようとする者は、住宅取得資金に係る借入金の残高証明書を「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」へ添付することが不要とされることになりました。

→この改正は、令和6年1月1日以後に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」について適用されます。

★これらは、すべての社員に適用される規定ではありませんが、対象となる社員がいれば、企業側の対応に変更が生じる部分もあります。給与計算や年末調整を担当される方は、確認しておきたいところです。他の改正事項も含め、気軽にお尋ねください。

定期健康診断は、所定労働時間内に受診する企業も多いかと思います。では、定期健康診断の時間が遅れ、残業が発生した場合は、割増賃金の支払は必要でしょうか？

答えはNOです。



一般健診は、業務遂行と関連して行うものではないため、受診時間の賃金は、当然には事業者の負担すべきものではなく労使で協議し定めるべきとしています。ただし、受診時間の賃金は事業者が支払うことが望ましいとするほか（前掲解釈例規）、できるだけ便宜を図り、所定時間内に行う方が望ましいとの考えを示しています（東京労働局）。

定期健康診断は、労働時間とならないため、定期健診受診時間を除いた、実労働時間が法定労働時間を超えない限り、割増賃金の支払までは求められていないと言えます。労使協議としているので、「人それぞれ」「気分次第」にならないよう、ルールをしっかりと決めておけばトラブル回避に繋がりますね。

令和3年度 協会けんぽ決算 2991億円の黒字見込み！

収入総額	11兆1,280億円
支出総額	10兆8,289億円
収 支	2,991億円

コロナの影響で、不要不急の通院が減ったという影響もあるのでしょうか…

今年は、一部企業で短時間社員の保険料が上乘せされますので収入も増えますね。

協会けんぽは、各都道府県によって健康保険料率が異なります。インセンティブ制を取り入れ、令和2年度の実績が、令和4年度の保険料率に反映しています。

生活習慣病予防健診受診率や特定健診の受診率、健診の判定により再検査や要治療の結果となった方の、医療機関受診率などがわずかながら保険料が安くなります。



外食大手 アルバイトの賃金を1分単位で支払いへ 遡及支給は17億円

すかいらーくホールディングスは、パートアルバイトへの賃金支払いについて、5分単位で集計していましたが、2022年7月からは、これを1分単位で集計することを公表しました。

キッカケは、一人のアルバイト男性が「**全国一般東京東部労働組合**」に加入し、切り捨てていた分の賃金を全従業員に支払うよう、団体交渉を行ったという事です。

同社は、およそ9万人の従業員の過去2年間分の切り捨てた時間に対する賃金を支払う事を明らかにしました。その総額は16億円から17億円に上るとの事です。

これまでの勤務管理は法律に違反していないとの認識を示したうえで「従業員との信頼関係を維持し、より働きやすい環境づくりに努めていきたい」とコメントしています。

きりん事務所紹介

きりん事務所から新メンバー紹介 関 憲司



3月にきりん人事労務管理事務所に入所しました関と申します。

前職は外資系消費財企業で、これまで人事の現場での経験は長いのですが、社労士関連実務は初めてで、給与計算、各種申請書の書き方など学ぶことばかりの毎日です。

皆様のお役に立てるよう精進してまいりますので、よろしくお願ひします。

最近の趣味は、息子とのコミュニケーションを兼ねて、再開したPokemon Goです。

なかなかレベルは上がりませんが、レアなポケモンを探して、少しずつですが、冒険の旅を続けていきたいと思っています。

★大企業で35年の人事経験を積まれた生粋の人事マンです。森本レオのようなマイルドな声と奥深い腰の低さが魅力です。チームきりんにも新風を巻き起こしてくれることと期待しています。皆様よろしくお願ひいたします。

◆松下幸之助氏の名言◆ ◆すべての人を自分より偉いと思って仕事をすれば、必ずうまくいくし、とてつもなく大きな仕事ができるものだ◆

開業当初、この言葉を何かの本で読み、とても印象に残りました。

私は、お世辞も謙遜も苦手で、思った通りのパフォーマンスしかできません。

そこで私はこう考えました。

全ての人に必ず自分より優れた才能があるはず。それをしっかり感じ取ろう。

そう、子供にもです。誰もがみな、当然だけど私にはできない、私より優れた何かを持っています。

まだまだ大きな仕事が出来ているとは思えませんが、幸之助氏の教えを信じて、続けていきたい習慣です。